

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 目 次

	ページ
1 新型コロナウイルス感染症について .....	1
2 「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」改定案について .....	13
3 「神奈川県食育推進計画」改定案について .....	16
4 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」改定案について.....	21
5 「かながわ健康プラン 21（第2次）」最終評価について.....	28
6 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」最終評価について...	30
7 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し結果について .....	32
8 「神奈川県肝炎対策推進計画」改定案について .....	34
9 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定案について.....	38
10 「かながわ自殺対策計画」改定案について .....	43

# 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

## (1) 感染者の発生状況

### ア 症状別の状況（2月23日現在）

入院 550名	重症 17名	中等症 397名	軽症・無症状 136名	宿泊施設 療養 41名	自宅療養 4,868名	死亡 (累計) 4,214名

### イ 新規感染者の推移

#### 医療機関から報告された患者数

	日	月	火	水	木	金	土	週合計
12月	25	26	27	28	29	30	31	週合計
	7328人	3821人	9240人	9203人	9072人	6001人	4650人	49315人
1月	1/1	2	3	4	5	6	7	週合計
	3201人	2936人	2824人	4118人	8010人	8008人	9522人	38619人
	8	9	10	11	12	13	14	週合計
	7308人	4536人	2692人	7818人	6904人	5972人	6192人	41422人
	15	16	17	18	19	20	21	週合計
	4597人	2448人	5636人	4970人	4427人	3365人	3592人	29035人
	22	23	24	25	26	27	28	週合計
	2696人	1510人	3883人	3338人	3010人	2562人	2600人	19599人
	29	30	31	2/1	2	3	4	週合計
	1934人	1122人	2579人	2278人	2114人	1887人	1888人	13802人
2月	5	6	7	8	9	10	11	週合計
	1450人	748人	2012人	1578人	1530人	1264人	1187人	9769人
	12	13	14	15	16	17	18	週合計
	492人	410人	1304人	1041人	925人	861人	733人	5766人
	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	515人	307人	765人	672人	615人			

#### 陽性者登録者数(セルフテスト分)

	日	月	火	水	木	金	土	週合計
12月	25	26	27	28	29	30	31	週合計
	2456人	2167人	2214人	2902人	2602人	2490人	2205人	17036人
1月	1/1	2	3	4	5	6	7	週合計
	2313人	2051人	2004人	2449人	2678人	3765人	3318人	18578人
	8	9	10	11	12	13	14	週合計
	2788人	2219人	1866人	2080人	2433人	1834人	1683人	14903人
	15	16	17	18	19	20	21	週合計
	1430人	1198人	1200人	1526人	1207人	1031人	949人	8541人
	22	23	24	25	26	27	28	週合計
	853人	684人	708人	940人	719人	684人	606人	5194人
	29	30	31	2/1	2	3	4	週合計
	529人	421人	465人	585人	478人	481人	398人	3357人
2月	5	6	7	8	9	10	11	週合計
	362人	306人	312人	422人	332人	320人	277人	2331人
	12	13	14	15	16	17	18	週合計
	220人	190人	178人	280人	188人	192人	155人	1403人
	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	152人	88人	117人	174人	116人			

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

## (2) 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

### ア 会議の開催状況

(11月21日以降)

開催日	主な内容
11月29日	オミクロン株の特性を踏まえた本県のレベル分類について
12月27日	本県の現状分析について
1月27日	イベントの開催制限の緩和について（書面開催）
2月9日	感染状況や医療ひっ迫状況を示すレベルの引下げについて（書面開催）
2月20日	今後の県の取組について (国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけなど)

## イ オミクロン株の特性を踏まえた対応

### (7) 国の方針

政府対策本部で、次の方針が示された。

#### a 11月18日の政府対策本部

##### (a) 基本方針

今秋以降の感染拡大が、今夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止措置を講じる。

##### (b) 新たなレベル分類

オミクロン株に対応し、4段階の新たなレベル分類とする。

レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、各都道府県において総合的に判断する。

##### (c) 保健医療への負荷が高まった場合の対応

「レベル3（医療負荷増大期）」にあると認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県は「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、住民及び事業者等に対して、医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを行う。

#### b 1月27日の政府対策本部

感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策を前提に、大声ありのイベントの収容率上限を50%とする制限を廃止する。

#### c 2月10日の政府対策本部

新型コロナ対策としてのマスクの着用について、政府は、屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねることを基本する方針とした上で、医療機関受診時や混雑した電車など、マスクの着用が効果的である場面を示し、3月13日から適用する。

### (イ) 県の対応

国の方針を踏まえ、11月29日の県対策本部で、本県のレベル分類を決定し、本県の感染状況を「レベル2（感染拡大初期）」であることを確認した。

12月27日の県対策本部では、保健医療の負荷の状況等に加え、インフルエンザの流行開始や年末年始に受診できる医療機関が少なくなること踏まえ、「レベル3（医療負荷増大期）」に引き上げた。

また、県民の皆様には引き続き、「基本的な感染対策の徹底」や「医療現場のひっ迫を回避するための行動」として、重症化リスクが低く症状が軽い方は受診を控え、陽性者登録するなどの協力をお願いした。

1月27日の県対策本部では、イベントの開催制限について、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策を前提に、大声ありのイベントの収容率上限を50%とする制限を廃止することとした。

令和5年2月9日の県対策本部で、保健医療の負荷の状況に改善傾向が見られること等を踏まえ、感染状況や医療ひっ迫状況を示すレベルを、「3」から「2」に引き下げるとともに、無料検査事業における一般検査事業については、新規感染者の発生が未だ下がりきっていない状況を勘案した上で、感染拡大を防止し、県民の感染不安の軽減を図るため、当面の間継続することを決定した。

さらに、2月20日の県対策本部で、国の方針を踏まえ、マスクの着用について、着用するかどうかは個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないよう個人の主体的な選択を尊重すること、重症化リスクの高い方に感染を広げないために医療機関への受診時や面会時などの場面ではいつもマスクを着用すること等呼びかけた。

参考：本県のオミクロン株対応の新たなレベル分類(11月29日県本部会議資料)

レベル(L)	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	具体的対策
L4 医療機能不全期 (避けたいレベル)	<外来> ○通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 <入院> ○救急車を要請されても対応できない状況が発生する ○入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する	職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	想定を超える膨大な数の感染者が発生する	
L3 医療負荷増大期	<外来> ○発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する <入院> ○重症患者の救急搬送に支障をきたしている ○医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	<b>【社会への要請】</b> ○医療非常事態宣言 (レベル4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ) ○医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ)
L2 感染拡大初期	<外来> ○発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ○救急外来の受診者数が増加する <入院> ○入院調整がスムーズにいかなくなる ○医療従事者の欠勤者数が増加傾向となる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める	感染者数が急速に増え始める	
L1 感染小康期	○外来医療、入院医療ともに負荷は小さい		感染者数は低位で推移している	

- レベル判断については、上記表記載の基準を参考に、総合的に判断し、決定することとする。
- 個々の具体的対策を講じる時期については、表記載の状況等を総合的に判断し、柔軟に対応することとする。
- 病床使用率、重症病床使用率は、指標ではなく、参考情報として扱う。

参考：県民の皆様へのお願い(12月27日県本部会議資料)

<b>お願い1</b>  <b>基本的な 感染対策の徹底</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な<b>マスク</b>の着用</li> <li>・こまめな<b>手指消毒</b></li> <li>・エアロゾル感染予防には 十分な<b>換気</b></li> </ul>	マスクや手指消毒は コロナにもインフル にも有効！
<b>お願い2</b>  <b>医療のひっ迫 を防ぐ行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗原検査キットで<b>セルフテスト</b></li> <li>・重症化リスクが低く症状が軽い方は <b>受診を控え、陽性者登録</b></li> <li>・会社や学校への <b>「証明のための受診」はしない</b></li> </ul>	限られた医療資源 を重症化リスクの 高い方に重点化す るために ご協力を！

### (3) 医療提供体制等

#### ア 病床確保フェーズの引下げ、引上げ

##### (ア) 病床確保フェーズの引上げ

中等症・軽症の入院患者が再び増加傾向であることを踏まえ、11月16日より、中等症・軽症の病床確保フェーズを「1」から「3」に引き上げた。

##### (イ) 地域や医療機関の状況に応じた柔軟な病床運用

日常の地域医療との両立を図りつつコロナ患者の入院等に対応するため、令和4年7月以降、地域や医療機関の状況に応じて、医療機関との協定で定めた病床確保フェーズを柔軟に上下できる運用としている（患者拡大期は各病院の現行の病床確保フェーズプラス2段階、患者縮小期はマイナス2段階）。

#### イ 病床の確保状況

(2月23日現在)

区分	入院者数 (a)	確保病床数 (b)	即応病床数 (c)	確保病床利用率 (a/b)	即応病床利用率 (a/c)
重症	17人	210床	83床	8.10%	20.48%
中等症・ 軽症	533人	1,990床	1,459床	26.78%	36.53%
計	550人	2,200床	1,542床	25.00%	35.67%

## ウ 病床確保料の過大交付

### (ア) 概要

国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」により実施している病床確保料の補助に関し、令和3年度実施の会計検査の結果、令和2年度交付分において、全国で約55億円が過大に交付されており、そのうちの約7割である約42億円を神奈川県が占めていたことが判明した。

### (イ) 病床確保事業の対象となる病床

- ・新型コロナウイルス患者等を入院させるために確保した病床（確保病床）のうち空床となっている病床
- ・新型コロナウイルス患者等を受け入れるために休止した病床（休止病床）

### (ロ) 検査の結果

- ・病床確保事業の対象とならない患者の入院期間中に係る病床数（退院日に係る病床数）を延べ病床数に計上していた。
- ・病床区分を誤って1日1床当たりの単価がより高額な病床区分（HCU(High Care Unit：高度治療室))を適用していた。

### (ハ) 発生原因

- ・医療機関において制度の理解が十分でなく、また、事業の対象となる延べ病床数の確認が十分でなかった。
- ・県において医療機関から提出された実績報告書等の審査が十分でなく、医療機関に対する補助制度の周知も不十分であった。

### (ニ) 追加調査

会計検査院が指摘した過大交付は令和2年度分のみであり、加えて実地検査の対象となった医療機関分のみとなっていたことから、厚生労働省が発出した11月8日の事務連絡に基づき、令和2、3年度分の補助金について、会計検査院から指摘があった事例と同様のケースが生じていないか、自主点検をしていただくよう関係医療機関に通知した。

### (ホ) 自主点検結果

医療機関による自主点検の結果、既に県の独自調査で確認していたもの（11医療機関：約44億円）を含め、76医療機関から約88億円の修正報告があった。

### (ヘ) 今後の対応

- ・会計検査の結果判明した過大交付については、対象医療機関との調整の結果、本年4月末までに全て返還いただくことで手続き中。
- ・自主点検で修正報告があったものについては、今後、対象医療機関

から修正した実績報告書を提出いただき、県が審査のうえ、年度内を目途に過大交付額の確定を行う。

- ・過大交付額の確定後は、医療機関の意向も確認しつつ、来年度中に返還していただく方向で調整していく。

## エ 宿泊療養施設の確保運営

### (7) 宿泊療養施設の稼働状況

(2月23日現在)

宿泊療養者数 (a)	確保室数 (b)	受入可能室数 (c)	確保利用率 (a/b)	受入可能利用率 (a/c)
41人	1,877床	1,456床	2.2%	2.8%

※受入可能室数(c)については受入停止中の湘南国際村センターを除く。

稼働状況は別紙1参照

#### (イ) 法定点検等に伴う一時入所受入停止

湘南国際村センターでは、2月22日から法定点検(消防設備点検)等のため、一時入所受入を停止している。

今後、R&Bホテル新横浜駅前、JR東日本ホテルメッツかまくら大船、パークインホテル厚木においても、消防設備点検などの法定点検等を行うため、一時入所受入を停止する。

区分	入所受入停止期間(予定)
湘南国際村センター	2月22日～3月31日
R&Bホテル新横浜駅前	3月1日～3月8日
JR東日本ホテルメッツかまくら大船	3月7日～3月16日
パークインホテル厚木	3月22日～3月29日

## オ 自宅療養者への支援

### (7) 地域療養の神奈川モデル

自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。(実施状況は別紙2参照)

#### (イ) 自宅療養者等に係る生活支援事業

市町村が行う自宅療養者等への生活支援事業(食料品や生活必需品の提供又は購入代行、ごみの排出代行)に対し、事業実施に必要な個人情報(自宅療養者等の氏名、住所、連絡先、療養期間)を県から市町村に提供する。(覚書の締結状況は別紙3参照)

## カ オンライン診療の推進

今冬の発熱外来のひっ迫を防ぎ、外来の診療枠の拡大を図るため、重症化リスクの低い人が、パソコンやスマートフォンを活用して医療機関に行くことなく診察を受けられる「オンライン診療」を推進している。

### (7) オンライン診療等医療設備整備費補助

#### a 対象者

オンライン診療により、新型コロナウイルス感染症の診療を行う医療機関

#### b 対象経費

オンライン診療専用の情報通信機器

#### c 補助率・基準額

補助率：4分の3

基準額：40万円（補助上限額 30万円）

### (イ) かながわコロナオンライン診療センター（KCOC）

#### a 趣旨・目的

郡市医師会が運営する休日急患診療所等を活用し、そこに地域の医師が輪番で従事しコロナ患者のオンライン診療を行うことで、診療体制の確保に資するとともに、オンライン診療を行う医療機関の拡大に繋げる

#### b 対象患者

神奈川県にお住まいで、次の要件をすべて満たす方

- ・新型コロナウイルスの抗原検査キットによるセルフテストや無料検査事業所でのPCR検査等でコロナ陽性と判定され、県の陽性者登録窓口で登録が完了し、陽性者管理番号が発行された方
- ・中学生以上65歳未満の方（藤沢では高校生以上65歳未満の方が対象）
- ・妊娠していない方
- ・糖尿病や高血圧などの基礎疾患がない方
- ・処方薬が必要な方、不安が強い方

#### c 開設中のセンター

- ・かながわコロナオンライン診療センター 横浜  
（診療時間 土曜 14時～18時）
- ・かながわコロナオンライン診療センター 川崎  
（診療時間 日曜祝日 9時30分～11時30分・13時から16時）
- ・かながわコロナオンライン診療センター 相模原

(診療時間 木曜 14時から17時)

・ かながわコロナオンライン診療センター 藤沢

(診療時間 水曜・木曜 19時30分から21時30分)

#### (4) 新型コロナワクチン接種

##### ア オミクロン株対応ワクチン

###### (ア) 対象者

初回接種（従来ワクチンの1、2回目接種どちらも）を完了した12歳以上の方

(イ) 接種実績（2月6日現在）：3,845,567回

##### イ 県の大規模接種会場（武田社ワクチン ノバボックス）

###### (ア) 接種開始日

令和4年6月3日

###### (イ) 対象者

初回接種（1、2回目）：県内在住・在勤・在学で12歳以上の方

初回接種以外（3～5回目）

：県内在住・在勤・在学で2回目接種から6か月以上経過した方のうち、18歳以上の方

※1、2回目に他社製ワクチンを接種された方も接種可能

#### (5) 感染症対策協議会の開催（令和5年1月19日）

##### ア 議題

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に係る考え方について

##### イ 概要

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更に伴い、現在適用されている措置・事業等を取り止める上で必要な経過措置、もしくは恒常的な代替措置等について協議を行った。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更に向けた動向

##### ア 概要

感染の主流が重症化リスクの低いオミクロン株に置き換わったことを踏まえ、国は、今年5月から、感染症法上の位置付けを、外出の制限等がなく、季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することを決定した。

## イ 経過

令和4年 11月8日	衆議院で感染症法等改正法に附則が追加され可決 (附則) 政府は、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
令和4年 11月30日	国のアドバイザリーボード、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに関する議論を開始
令和5年 1月19日	県は、5類に引き下げられた場合の対応について、感染症対策協議会にて協議し、県民や医療機関の混乱を避けるために十分な予告・準備期間の設定等について厚生労働省に要望
令和5年 1月27日	国は、今年5月8日から、感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することを決定した。

## ウ その他

医療費の公費負担などの類型の移行に伴う経過措置等の方向性については、国が3月上旬に方向性を示す予定

### <別添参考資料>

- ・参考資料1 令和4年度第5回神奈川県感染症対策協議会資料（令和5年1月19日開催）
- ・参考資料2 第74回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

## 県宿泊療養施設の稼働状況一覧（2月23日現在）

	施設名	住所	確保 室数	受入可 能室数	備考
県運用 施設	湘南国際村センター	葉山町	95	95	法定点検等のため2月22日 より3月31日まで受入れを 停止中
	アパホテル<横浜関内>	横浜市中区	451	375	
	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	162	126	
	パークインホテル厚木（トラ ベルインを含む）	厚木市	282	234	法定点検等のため3月22日 より3月29日まで受入れを 停止予定
	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市港北区	206	188	
	ベストウエスタン横浜	横浜市鶴見区	185	118	
	ホテルグリーン	小田原市	23	16	
	R & B ホテル新横浜駅前	横浜市港北区	247	199	法定点検等のため3月1日 より3月8日まで受入れを 停止予定
	J R 東日本ホテルメッツ かまくら大船	鎌倉市	156	130	法定点検等のため3月7日 より3月16日まで受入れを 停止予定
	高齢者コロナ短期入所施設	相模原市南区	30	30	
県の確保施設総室数			1,837	1,511	
その他	相模原宿泊療養施設	相模原市	40	40	

## 地域療養の神奈川モデル実施状況（1月31日現在）

実施市町村 (開始日)	対象者数 (人)	療養中の対応実績			結果等	
		看護師訪問 (件)	医師訪問 (件)	ワライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
横浜市 (12月8日～)	7,174	0	225	146	402	6,534
川崎市 (12月23日～)	905	0	68	45	51	849
相模原市 (11月8日～)	7,763	41	26	69	149	7,585
横須賀市 (6月1日～)	2,137	172	1	539	163	1,923
藤沢市 (令和3年3月23日～)	5,045	310	1	989	289	4,709
茅ヶ崎市 寒川町 (11月1日～)	1,318	5	124	26	3	1,231
平塚市 (7月6日～)	1,567	134	3	486	102	1,445
鎌倉市 (5月11日～)	1,388	293	533	1,134	118	1,239
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町 (9月1日～)	1,613	61	1	557	84	1,514
逗子市 葉山町 (9月27日～)	887	35	6	190	28	862
三浦市 (7月6日～)	447	9	1	74	27	402
秦野市 伊勢原市 (11月8日～)	1,217	0	0	126	34	1,165
厚木市 愛川町 清川村 (7月28日～)	2,295	108	2	433	142	2,135
大和市 (10月20日～)	1,961	912	3	567	79	1,863
海老名市 (10月5日～)	844	66	0	45	24	810
座間市 綾瀬市 (11月24日～)	1,597	123	2	116	31	1,535
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町 (12月1日～)	672	0	4	35	14	650
大磯町 二宮町 (12月25日～)	553	4	3	1,169	12	546
合計	39,383	2,273	1,003	6,746	1,752	36,997

## ＜生活支援に係る覚書締結状況＞

	市町村名	覚書締結日	支援事業開始日
1	逗子市	令和3年4月22日	令和3年4月23日
2	海老名市		
3	愛川町		
4	清川村		
5	平塚市	6月21日	6月22日
6	秦野市		
7	伊勢原市		
8	鎌倉市	8月24日	8月25日
9	真鶴町	9月10日	9月13日
10	厚木市	9月15日	9月16日
11	大和市	9月28日	10月1日
12	中井町	9月30日	10月1日
13	箱根町		
14	南足柄市	11月1日	11月2日
15	小田原市	令和4年1月6日	令和4年1月11日
16	葉山町	2月7日	2月8日
17	大井町		
18	開成町	3月18日	3月22日
19	二宮町	4月13日	4月14日
20	松田町		

## 2 「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」改定案について

今年度中に改定予定の「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」(以下「作成指針」という。)について、改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 令和4年3月～5月 | 市町村、関係団体への意見照会を実施                  |
| 9月        | 厚生常任委員会に改定骨子(案)を報告                 |
| 12月       | 厚生常任委員会に改定素案を報告                    |
|           | 改定素案に対するパブリック・コメントを実施<br>(～令和5年1月) |

### (2) 改定の趣旨

関係法の改正や国の動きを踏まえ、市町村における要配慮者支援の取組を更に促進するため、作成指針を改定する。

### (3) 改定のポイント

#### ア 災害対策基本法の改正(令和3年5月)に伴う記載内容の整理

- ・ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするなど、新たな規定が設けられたことを反映し、市町村における個別避難計画の作成を促進する。
- ・ 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定され、個別避難計画の作成目標が定められるなど、国における対策が強化されたことについて反映し、市町村における要配慮者支援体制の整備を促進する。

#### イ 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定(令和3年5月)に伴う記載内容の整理

- ・ 指定福祉避難所を指定する際の検討すべき項目を整理し、市町村における指定福祉避難所の指定を促進する。

#### (4) 改定案の概要

はじめに

##### 1 基本的な考え方

- 1-1 作成指針の目的
- 1-2 要配慮者の定義と特徴
- 1-3 自助、共助、公助
- 1-4 国・県の関連指針と要配慮者支援の流れ
- 1-5 情報伝達
- 1-6 啓発・訓練、受援力
- 1-7 ボランティアとの連携

##### 2 避難行動支援

- 2-1 避難行動要支援者
- 2-2 施設入所者
- 2-3 外国人

##### 3 避難生活支援

- 3-1 避難所等
- 3-2 社会福祉施設
- 3-3 在宅
- 3-4 応急仮設住宅
- 3-5 医療的ケア
- 3-6 メンタルケア
- 3-7 外国人

##### 4 広域支援

- 4-1 広域支援体制の確立
- 4-2 外国人

おわりに

#### (5) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

##### ア 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月13日

##### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

##### ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 30 件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
(Ⅰ) 基本的な考え方	17 件
(Ⅱ) 避難行動支援	2 件
(Ⅲ) 避難生活支援	5 件
(Ⅳ) 広域支援	6 件
計	30 件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
(A) 新たな指針案に反映しました。	27 件
(B) ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	2 件
(C) 今後の施策運営の参考とします。	1 件
(D) 反映できません。	0 件
(E) その他（感想や質問等）	0 件
計	30 件

(エ) 主な意見

- ・ 川崎市で取り組まれている先進事例（医療的ケア児者への発災時の電源確保事業）を記載したらどうか。
- ・ 「【情報伝達手段の例】 聴覚障がい者」について、自治体が従来から併用している、Eメールによる情報発信（山北あんしんメールなど）を加えるとよい。
- ・ 国土交通省の「高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進」では「多目的トイレ」を「バリアフリースイートイレ」と表記しているため修正したほうが良い。
- ・ 「【情報伝達手段の例】 聴覚障がい者」に「見えるラジオ」が記載されているが、終了しているため削除した方がよい。

## (6) 今後のスケジュール

令和5年3月 指針の改定

### <別添参考資料>

参考資料3 「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」改定案

### 3 「神奈川県食育推進計画」改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県食育推進計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

#### (1) これまでの経過

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 令和4年12月            | 第3回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定素案を報告 |
| 令和4年12月<br>～令和5年1月 | 改定素案に対するパブリックコメントの実施          |
| 令和5年1月31日          | かながわ食育推進県民会議を開催               |

#### (2) 改定の概要

##### ア 改定の趣旨

本県の食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

##### イ 計画の性格

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画である。

##### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

##### エ 対象区域

県内全市町村とする。

##### オ 改定の考え方とポイント

###### (ア) 基本方針

###### a 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

「食」は命の源であり、未病を改善するための重要な要素であるため、県民一人ひとりが食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することが、生涯を通じた心身の健康につながることから、栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていけるよう取組を推進する。

###### b 持続可能な食を支える食育の推進

「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深め、農林水産物の地産地消や食を取り巻く環境への配慮を実践することが持続可能な食につながるため、食に対する感謝の気持ちを培うとともに、神奈川の食に親しめるよう取組を推進する。

###### (イ) 追加する内容

- ・ 横断的な視点として、「新たな日常」やデジタル化に対応した食

育の推進を追加する。

### (3) 改定案の概要

#### ア はじめに

- (ア) 計画策定の趣旨
- (イ) 計画の位置づけ
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 計画の対象区域

#### イ 神奈川の食をめぐる現状

- (ア) 食生活と健康
- (イ) 食を取り巻く環境
- (ウ) 食に関する情報

#### ウ 神奈川県が目指す食育の方向

- (ア) 基本理念
- (イ) 基本方針
  - a 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
  - b 持続可能な食を支える食育の推進
- (ウ) 指標及び目標値

#### エ 食育推進の施策展開

- (ア) 施策展開の考え方
  - a 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
    - ・ 立地と産業
    - ・ 食育推進の多様な担い手
    - ・ 食を巡る歴史と文化
  - b 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
    - ・ 県の役割
    - ・ 市町村に期待される役割
    - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
    - ・ 関係者との相互連携
- (イ) 食育の基本的施策
  - a 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
    - ・ 家庭での食育の推進
    - ・ 学校等での食育の推進
    - ・ 地域での食育の推進
    - ・ 食育推進運動の展開
    - ・ 若い世代に向けた取組
    - ・ 食の安全への理解促進
    - ・ 食に関する調査・研究
  - b 持続可能な食を支える食育の推進

- ・ 家庭での食育の推進
- ・ 学校等での食育の推進
- ・ 地域での食育の推進
- ・ 食育推進運動の展開
- ・ 農林水産物の地産地消の促進
- ・ 食を取り巻く環境への理解促進
- ・ 食文化の継承の推進

(ウ) 県民、団体、事業者等に期待される取組

#### オ ライフステージごとのテーマと取組例

(ア) ライフステージごとのテーマと取組例

(イ) 食育の取組総括表

#### カ 推進体制

(ア) 庁内推進体制

(イ) 県民との推進体制

(ウ) 民間団体等との推進体制

(エ) 市町村、国との推進体制

(オ) 計画の達成状況の点検及び評価

#### <参考>

(ア) 「第3次神奈川県食育推進計画」の評価

(イ) 県内市町村の食育推進計画

(ウ) 用語解説

### (4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村、食育関係団体等への情報提供

#### ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

#### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 61件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画策定の趣旨に関すること	1件
b 食をめぐる現状に関すること	13件
c 県が目指す食育の方向に関すること	9件
d 施策展開等に関すること	28件
e 参考（第3次計画の評価等）に関すること	3件

f その他（感想や質問等）	7件
計	61件

## オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	32件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	11件
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	12件
(エ) 反映できません。	3件
(オ) その他（感想や質問等）	3件
計	61件

## カ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見
- 「食は命の源」であることを明記すべき
  - フードバンクの活動は食品ロス削減にも寄与する。食品ロス削減の取組としても位置づけ、情報提供と啓発をお願いする。
  - いただきます等あいさつの大切さの継承を推進してほしい。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見
- 地産地消を積極的に進めることで輸送コストも減り環境にも優しく生産者の負担も減る。
  - 米飯を主にした給食に取り組むことを計画に入れてほしい。
  - 県内の農林水産業の就業者数拡大のため、中高生の農業体験の機会が増えると良い。
- (ウ) 今後の政策運営の参考とする意見
- フードバンクに支援を受けに来る人たちが、その場で食生活改善推進員による食生活改善相談を受けることができるよう、フードバンクと食生活改善推進団体・推進員をつなぐしくみを作ってほしい。
  - 県民の要望に沿った食の安全・安心講座の開催を期待する。
  - 食育ポータルサイトを作り、それぞれが情報発信したり容易にアクセスできる環境の構築をお願いしたい。
- (エ) 反映できない意見
- 小・中・高の各段階において学校教育の中に学習（座学＋体験）する数値目標を策定してはどうか。
- (オ) その他（感想や質問等）
- 学校等で身につけた食に関する知識や理解は、子どもを通じて家庭の食生活に良い影響を与えることが期待できる。引き続き推進を希望する。

(5) 改定素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメント及びかながわ食育推進県民会議の意見を反映した。
- ・ 「Ⅲ 神奈川県が目指す食育の方向」、「3 指標及び目標値」に、新たに令和4年度の調査結果を踏まえた目標値を記載した。
- ・ 用語解説を充実させた。

(6) 今後のスケジュール

令和5年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料4 「神奈川県食育推進計画」改定案  
(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

## 4 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」の改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（平成30年度～令和4年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

- |                    |                               |
|--------------------|-------------------------------|
| 令和4年7月11日          | 第1回神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会を開催      |
| 令和4年11月7日          | 第2回神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会を開催      |
| 令和4年12月            | 第3回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定素案を報告 |
| 令和4年12月<br>～令和5年1月 | 改定素案に対するパブリックコメントの実施          |
| 令和5年2月20日          | 第3回神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会を開催      |

### (2) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、令和4年3月に告示された国の指針改正に即したアレルギー疾患対策を総合的に進めるため、計画を改定する。

#### イ 計画の性格

アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県アレルギー疾患対策推進計画である。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 改定の考え方とポイント

- (ア) 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」との整合
- (イ) 現計画の総括、本県の現状を踏まえた対応  
国指針に追加された免疫寛容の誘導や出生前からの保護者等への

普及啓発、現行計画の総括において課題と整理された診療連携協力体制、専門的な知識・技能を有する医師・医療従事者の育成に関する施策を拡充・追加し対応を図ります。

### (3) 改定案の概要

#### 第1章 はじめに

- 1 改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 対象区域
- 5 基本的な考え方

#### 第2章 アレルギー疾患の現状

- 1 主なアレルギー疾患の特徴
- 2 患者数の状況

#### 第3章 アレルギー疾患対策の課題

- 1 アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減
  - (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
  - (2) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減
  - (3) 生活スタイルの改善
- 2 アレルギー疾患の適切な医療を受けられる体制の整備
  - (1) 医療提供体制の整備
  - (2) 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成
- 3 アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり
  - (1) アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
  - (2) 連携協力体制・相談窓口の確保
  - (3) 災害時の対応

#### 第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

- 1 施策の体系図
- 2 施策の柱1 発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進
  - (1) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
    - ア アレルギー疾患に関する情報提供・普及啓発
      - (ア) ホームページを利用した情報提供
      - (イ) 健康関連事業での啓発等

- (ウ) アレルギー疾患に対応できる医療機関・専門医の情報提供
- (エ) 講演会や講座等の開催
- (オ) ガイドライン及びマニュアル等の周知
- (カ) リーフレット等を利用した周知
- (2) 生活環境におけるアレルゲン等を軽減するための取組み
  - ア 花粉の発生源対策
    - (ア) 花粉の着花量調査
    - (イ) 無花粉となる花粉症対策品種の選抜の促進
    - (ウ) 花粉の少ない苗木への植替えなど
  - イ アレルゲンを含む食品に関する対策
    - (ア) 食品の適正表示指導
    - (イ) 加工食品のアレルゲン検査
  - ウ 室内環境におけるアレルゲン対策
    - (ア) 住まいの衛生相談
  - エ 大気環境における対策
    - (ア) 自動車排出ガス削減の取組
    - (イ) 大気汚染監視測定
- (3) 生活スタイルの改善のための取組み
  - ア 喫煙・受動喫煙の防止対策
    - (ア) 受動喫煙防止のための普及啓発
  - イ 栄養・スキンケア対策
    - (ア) 栄養相談
    - (イ) 食物アレルギー対応の普及啓発
    - (ウ) スキンケア相談
  - ウ ストレス対策
    - (ア) ストレス軽減の取組
- 3 施策の柱2 適切な医療を受けられる体制の整備
  - (1) アレルギー疾患医療を提供する体制の整備
    - ア 適切な医療を提供するための体制整備
      - (ア) アレルギー疾患医療拠点病院の設置
      - (イ) アレルギー疾患対策推進協議会の設置
      - (ウ) アレルギー疾患にかかる集学的医療機関・専門医療機関の指定
      - (エ) アレルギー疾患対策の調査等
    - イ 医療機関・専門医等に関する情報の提供
      - (ア) ホームページを利用した情報提供

- (2) 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成
  - ア 医療従事者等の資質向上
    - (ア) 医師・医療従事者等の人材育成
  - イ 診療・管理ガイドラインに関する情報の提供
    - (ア) 医療従事者等への情報提供
- 4 施策の柱3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり
  - (1) アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成
    - ア 保健福祉関係者を対象とした講習機会の確保
      - (ア) 専門職への研修や情報提供
    - イ 学校や職場関係者を対象とした研修機会の確保
      - (ア) 研修の開催
        - (イ) ガイドラインやマニュアルの周知
        - (ウ) 相談機会の確保
  - (2) 連携協力体制・相談窓口等の案内
    - ア 連携の必要性の周知
      - (ア) 関係機関との連携
    - イ 相談窓口等の情報提供
      - (ア) 相談窓口等の情報提供
  - (3) 災害時の対応
    - ア 平常時における対策
      - (ア) 部局間の連携の強化
      - (イ) 災害への備えに対する周知
    - イ 避難所でのアレルギー疾患対応に関する情報提供
      - (ア) 患者や関係者への周知

## 第5章 推進体制

- 1 アレルギー疾患対策推進協議会
- 2 アレルギー疾患対策会議
- 3 アレルギー疾患医療拠点病院
- 4 計画推進のための点検及び評価

### (4) 計画素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

## イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、関係団体等への周知

## ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 18件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 「第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策」に対する意見	17件
b その他	1件
計	18件

## オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 計画改定案に反映しました。	5件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	6件
(エ) 反映できません。	2件
(オ) その他（感想・質問等）	1件
計	18件

## カ 主な意見

(ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ 大人社会では啓発が進んでいる食物アレルギーだが、これからは学級啓発、子ども達への直接的な働きかけも施策に取り入れてほしい。
- ・ 乳児健診時行われる保健指導についての研修を重点的にお願いする。

(イ) 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

- ・ 厚労科研冊子「災害におけるアレルギー疾患の対応」に行政に求める対応が記載されている。「アレルギー患者は要配慮者である」ことを啓発してほしい。
- ・ ホームページの情報が、あちこちに散らばっている印象があ

る。講演会情報を含めたリンク集だけでもあると、患者がアクセスしやすい。

(ウ) 今後の政策運営の参考とする意見

- ・ 専門医師の育成について、疾患も多岐にわたり、難治性も増加しており、大学病院など日本アレルギー学会指導医施設にはより積極的な役割を依頼すると良い。
- ・ 周知啓発に、県の公式SNSも活用し、アレルギーポータルへのリンクも併せて啓発してほしい。

(エ) 反映できない意見

- ・ アレルギー疾患の有無と相談を乳幼児健診項目に追加して欲しい。また、母子健康手帳に専門医療機関名が記載されることが望ましい。
- ・ 医療の隔たりが無いように、広い範囲での成人向けアレルギー科の新設が出来ればと考える。

## (5) 素案からの主な変更点

### (1) 記載内容の拡充

- ・ 第2章「アレルギー疾患の現状」2の中に「アレルギー疾患患者数の推移」（神奈川県データ）を追加し、ぜん息死に関するグラフと説明を記載した。
- ・ 第3章「アレルギー疾患対策の課題」1の中に「周囲の理解の必要性」を追記し、また「生活スタイルの改善」に記載の「乳幼児への正しいスキンケアの実施」について、その必要性を伝えるための文を記載した。
- ・ 第4章「アレルギー疾患対策推進のための施策」1の中に「学校や職場等で患者と接する周囲の方々を含め広く県民の方々に対して」普及啓発に取り組むことを追記した。
- ・ 第4章「アレルギー疾患対策推進のための施策」2の中に、提供する情報として「学校等のアレルギー疾患対応ガイドライン（生活管理表等）に関する情報」を追記した。
- ・ 第4章「アレルギー疾患対策推進のための施策」3の19ページ「適切な医療を受けられる体制」の「県拠点病院と国中心拠点病院、医師養成大学病院」の記載を整理し、病院間の連携による体制充実を示すとともに、「診療所（クリニック等）の情報集約・県民への提供」による患者支援及び病診連携の促進について整理した。

(6) 今後のスケジュール

令和5年3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料5 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」案  
(令和5年度～令和9年度)

## 5 「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価について

平成25年3月に策定した「かながわ健康プラン21（第2次）」（平成25年度～令和5年度）について、最終評価を行ったので報告する。

### (1) 計画の概要

#### ア 計画の位置づけ

健康増進法第8条に基づく都道府県計画

#### イ 計画期間

平成25年度～令和5年度

#### ウ 対象区域

県内全市町村

### (2) 最終評価の概要

#### ア 趣旨

設定した目標の達成状況や関連する取組について、評価を行い、課題等を明らかにし、次期計画に反映させる。

#### イ 最終評価の方法

- ・設定した目標項目について、計画基準値と直近実績値を比較し、目標に対する数値の動きについて分析・評価を行った。
- ・分析に基づき評価を行うにあたっては、有意差検定を実施し、次のとおり評価した。

- A 目標値に達した
- B 現時点で目標値に達していないが改善傾向にある
- C 変わらない
- D 悪化している
- E 評価困難

#### ウ 評価結果の概要

目標分野	目標項目数	目標項目の評価結果				
		A	B	C	D	E
(全体目標)						
健康寿命の延伸と健康格差の縮小	2	-	-	1	1	-
(社会的目標)						
生活習慣病予防(がん、循環器、糖尿病、COPD、健診等)	12	5	2	2	3	-
こころの健康	2	-	-	1	1	-

次世代の健康	4	1	-	2	1	-
高齢者の健康	3	1	-	1	1	-
社会環境の整備	4	1	-	1	2	-
栄養・食生活	7	-	4	3	-	-
身体活動・運動	2	-	-	1	1	-
休養・こころの健康づくり	2	2	-	-	-	-
飲酒	3	-	1	1	1	-
喫煙	4	-	3	1	-	-
歯・口腔の健康	10	2	3	2	-	3
(社会的目標) 計	53	12	13	15	10	3

- 全体目標においては、健康寿命は延伸したものの、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる」については、「変わらない」の評価となった。「県内の各地域の健康格差の縮小をはかる」については、地域政策圏別の平均自立期間の最長と最短の差で見ているが、最長の地域政策圏において大きく延びたことから、縮小には至らず、「悪化した」と評価した。
- 社会的目標においては、目標項目 53 項目のうち、「目標値に達した」が 12 項目、「目標値に達していないが改善傾向にある」が 13 項目であり、47%で基準値からの改善が認められた。

## エ 次期計画に向けての課題

- 約半数の項目において基準値から改善したが、生活習慣に関する目標（栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒等）や生活習慣病に関連する目標（高血圧、脂質異常症、糖尿病の抑制等）に、改善の認められない項目（C又はD評価）が多い傾向が見られた。
- 次期計画に向けて、最終評価の結果も踏まえて施策を検討することになるが、特に生活習慣に係る各項目の改善は、重点的に進めるべきである。
- 引き続き、県、市町村、保険者、企業、関係団体、大学等の関係者が連携し、取り組んでいく必要がある。

### (3) 今後のスケジュール

令和5年3月 かながわ健康プラン21（第2次）最終評価報告書の決定

## <別添参考資料>

参考資料6 「かながわ健康プラン21（第2次）」最終評価報告書案

## 6 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」最終評価について

平成25年3月に策定した「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（平成25年度～令和5年度）」について、最終評価を行ったので報告する。

### (1) 計画の概要

#### ア 計画の位置づけ

歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づく「歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画」であるとともに、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例第11条に基づく計画であり、本県の歯及び口腔の健康づくりの推進の方向性、目標等を定め、県や関係者が取り組むべき施策を明らかにするものである。

#### イ 計画期間

平成25年度から令和5年度まで

#### ウ 対象区域

県内全市町村

### (2) 最終評価の概要

#### ア 最終評価の趣旨

数値目標の達成状況や諸活動の成果の評価を行い、得られた課題等を次期計画に反映させることを目的に実施した。

#### イ 最終評価の方法

- 各目標項目（19項目）について、基準値と直近値を比較し、目標値に対する数値の動きについて、分析・評価を行った。
- 分析に基づく評価では、原則として有意差検定を実施し、次のとおり評価した。
  - A 目標値に達した
  - B 現時点で目標値に達していないが改善傾向にある
  - C 変わらない
  - D 悪化している
  - E 評価困難
- さらに、これらを踏まえ、ライフステージごとに評価を実施した。
- また、歯科保健状況の参考指標等を総合的に分析し、今後の課題についてまとめた。

#### ウ 評価結果の概要

ライフステージ	分野 評価	目標 項目数	A	B	C	D	E
乳幼児期	B	4	1	2	-	1	-
学齢期	A	3	3	-	-	-	-
成人期	B	5	-	3	-	-	2

高齢期	C	5	-	2	2	-	1
障がい児者 及び要介護者	C	2	-	1	1	-	-
計		19	4 (21%)	8 (42%)	3 (16%)	1 (5%)	3 (16%)

- 乳幼児期：むし歯のない3歳児の割合が80%以上である市町村数が目標を達成し、その他2項目でも改善が認められた。
- 学齢期：12歳児でむし歯のない者の割合など、全ての項目で目標を達成した。
- 成人期：40歳代で喪失歯のない者の割合など、3項目で改善が認められた。
- 高齢期：80歳（75歳～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合など、2項目で改善が認められた。
- 障がい児者及び要介護者：定期的な歯科検診を実施している介護老人福祉施設等の割合の改善が認められた。

## エ 次期計画に向けての課題

- 6割以上の項目で改善が認められたものの、目標年度までに目標到達が危ぶまれるものや、変化がない項目、悪化した項目もあるため、引き続き、対策を検討していく必要がある。
- 歯と口腔の健康を維持するため、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診と保健指導を受けることの普及啓発や受診率向上に向けた取組が必要である。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種歯科健診等の受診者数の減少傾向などがあり、今後、影響が現れてくると思われ、中長期的に見ていくことが必要である。
- 次期計画においても、引き続き、県、市町村、関係団体及び機関、大学等の関係者が連携して、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、県民、関係機関及び関係団体などの役割を明確にし、対策に取り組んでいくことが必要である。

### (3) 今後のスケジュール

令和5年3月 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」最終評価報告書の決定

### <別添参考資料>

- ・参考資料7 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」最終評価報告書案

## 7 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、3年を経過することに見直すこととしている本条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### (1) 条例の見直し結果

#### ア 総括

見直し結果	条例数
改正及び運用の改善等を検討する	1
運用の改善等を検討する	0
改正を検討する	0
廃止を検討する	0
改正・廃止及び運用の改善等の必要なし	0

#### イ 概要

条例名	見直し結果
神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例	法の規定と合わせることに支障がない部分については法と合わせ、よりわかりやすい内容とするとともに、より効果的な運用を図るため、改正及び運用の改善を検討する必要がある。

#### ウ 見直しの結果に基づく措置

令和5年第3回定例会に改正議案等を提出予定

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 令和4年度 次回見直し予定 令和7年度

条 例 名	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例		
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第27号	法 規 集	第8編第7章第3節
所 管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課		
条 例 の 概 要	受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するため、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、公共的施設における禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が義務化されたが、本条例は、20歳未満の者の立入制限違反に対する罰則適用や県第1種施設における指定たばこ専用喫煙室の設置禁止など、受動喫煙を防止するための対策を規定しており、本条例は必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例の施行により、公共的施設は概ね受動喫煙を防止するための対策を講じており、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐ効果を発揮している。今後は、違反が改善されない場合に、勧告・命令など、より効果的な受動喫煙防止対策を推進する運用に変更する必要がある。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	健康増進法の改正により、定義や表示義務の内容等、条例の規定に法との相違点があるため、これらを整理する必要がある。 また、法改正により、受動喫煙に関する社会的状況は一定の着地をしたと判断されるため、現行3年である本条例の見直し周期を、県条例の原則である5年とする。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例による受動喫煙防止対策（たばこ対策）は「かながわグランドデザイン第3期実施計画」における主要施策のほか「神奈川県がん対策推進計画（平成30年度～平成35年度）」等に位置付けられており、「未病改善」といった、県政の基本方針にも合致している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例（改正前）の規制と同様の内容が健康増進法に規定されており、改正後の条例に残る規制についても、本条例の目的達成のために必要最低限かつ合理的範囲内であるため、法令との抵触はない。	
その他			
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 法の規定と合わせることに支障がない部分については法と合わせ、よりわかりやすい内容とするとともに、より効果的な運用を図るため、改正及び運用の改善を検討する必要がある。	

## 8 「神奈川県肝炎対策推進計画」改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県肝炎対策推進計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和4年12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
令和4年12月 ～令和5年1月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和5年2月	神奈川県肝炎対策推進協議会を開催

### (2) 計画の概要

#### ア 改定の趣旨

肝炎をめぐる動向やこれまでの県の取組状況を踏まえ、より一層肝炎対策を推進するため、「神奈川県肝炎対策推進計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

肝炎対策基本法の基本理念及び同法第4条に規定する「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、令和4年3月に国が改定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づく、本県の総合的な肝炎対策の推進を目的とした計画である。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 改定の考え方とポイント

##### (ア) 目標の設定

新たに目標数値を設定し、定期的に達成状況を把握する。

##### (イ) 施策の修正

肝炎の予防に関する取組を「B型肝炎ワクチンの定期接種及びインターフェロンフリー治療の推進」に修正した。

### (3) 改定案の概要

#### 第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

## 第2章 計画改定の背景

- 1 神奈川県の肝炎を取り巻く現状
  - (1) 肝炎について
  - (2) 県内の肝炎ウイルス感染者数等の現状
  - (3) 県内の肝がん罹患数と死亡率の現状
- 2 肝炎対策推進計画（平成30年度～平成34年度）の分析・評価

## 第3章 取組みの方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

## 第4章 施策展開

- 1 肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発
  - ・肝炎を予防するための普及啓発
  - ・B型肝炎ワクチンの定期接種及びインターフェロンフリー治療の推進
  - ・肝炎患者等に対する偏見や差別の防止
- 2 肝炎ウイルス検査の受検の促進
  - ・肝炎ウイルス検査に関する普及啓発
  - ・肝炎ウイルス検査の実施
  - ・職域における受検勧奨
- 3 肝炎医療を提供する体制の確保
  - ・肝疾患診療ネットワークの充実・強化
  - ・検査陽性者のフォローアップ
- 4 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成
  - ・医療従事者のスキルアップ
  - ・肝炎対策に携わる人材の育成
- 5 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実
  - ・相談支援
  - ・肝炎患者等に対する情報提供等
  - ・肝炎治療医療費助成制度等の実施

## 第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値

#### (4) 計画素案に対するパブリック・コメントの状況

##### ア 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

##### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、市町村等への情報提供

##### ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

##### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 17件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画策定の趣旨、基本理念等に関する事	2件
b 肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発に関する事	5件
c 肝炎ウイルス検査の受検の促進に関する事	2件
d 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事	4件
e 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成に関する事	2件
f 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実に関する事	1件
g その他	1件
計	17件

##### オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	1件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	9件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	6件
(エ) 反映できません。	0件
(オ) その他（感想や質問等）	1件
計	17件

## カ 主な意見

### (ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ 「性行為等による感染防止」を若年層に働きかけることについて、その知識は確かに大切であるが、肝炎予防の啓発の中で性感染を強調すると、現肝炎患者への偏見や差別につながるおそれがある。肝炎に対する正しい知識や理解を深める普及啓発を行ってほしい。

### (イ) 新たな計画案には反映していないが、既に施策等に取り組んでいる意見

- ・ 肝疾患コーディネーターを県内全市町村に配置するのみならず、コーディネーターの活動の場の確保や体制づくり等の支援をお願いしたい。
- ・ 検査費助成や、肝がん・重度肝硬変医療費助成の申請件数を増やすための具体的な方策を示してほしい。

### (ウ) 今後の施策運営の参考とする意見

- ・ 手術前検査や妊婦検診で陽性が判明した方への具体的なフォローアップ体制を計画内で示してほしい。

### (エ) その他(感想や質問等)

- ・ 改定素案は肝疾患患者の意向が反映されたものと感じられ、また第4章の施策展開では新しい試みも提案され、積極的な姿勢に感謝したい。計画内容の推進のためより一層の尽力をお願いしたい。

## (5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第2章2「肝炎対策推進計画（平成30年度～平成34年度）の分析・評価」において、「肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発」及び「肝炎ウイルス検査の受検の促進」の達成状況を最新の数値に更新した。
- ・ 第4章1「肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発」の施策「肝炎を予防するための普及啓発」において、若年層を対象とし、肝炎に対する正しい知識や理解を深める普及啓発を行うことを明記した。

## (6) 今後のスケジュール

令和5年3月 計画の決定

## <別添参考資料>

- ・ 参考資料8 「神奈川県肝炎対策推進計画」改定案（令和5年度～令和9年度）

## 9 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和4年12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告  
令和4年12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施  
～令和5年1月  
令和5年1月～2月 アルコール健康障害対策推進協議会、精神保健福祉審議会を開催

### (2) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

本県のアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画である。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 改定の考え方とポイント

##### (7) 目標設定

新たな数値目標を設定し、定期的に達成状況を把握する。

##### (イ) 「施策展開」の「発生の予防」に「こころの健康づくり」を追加

依存症の背景に、ストレス等メンタルヘルスの問題があることを踏まえ、「発生の予防」の中柱として、「こころの健康づくり」を追加した。

### (3) 改定案の概要

#### 第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

#### 第2章 計画改定の背景（本県のアルコール健康障害をめぐる現状）

- 1 飲酒者の状況
- 2 アルコール依存症者の状況
- 3 アルコール健康障害（依存症等）に関する取組状況

- 4 アルコール健康障害に関連して生じる諸問題の状況
- 5 アルコール健康障害対策推進計画(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)の分析・評価

### 第3章 取組みの方向性

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

### 第4章 施策展開

#### 1 発生の予防

- (1) 普及啓発の推進
  - ・学校教育(青少年)への推進
  - ・県民への推進
- (2) こころの健康づくり
  - ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・地域におけるこころの健康づくりの推進
  - ・学校におけるこころの健康づくりの推進
- (3) 不適切な飲酒への対策
  - ・二十歳未満の者や妊産婦に対する対策
  - ・販売、提供への対策
  - ・飲酒運転防止に係る対策

#### 2 進行の予防

- (1) 健康診断及び保健指導
  - ・特定健康診査・特定保健指導への支援
  - ・適量飲酒のための取組み
- (2) 相談支援体制の充実
  - ・精神保健福祉相談等
  - ・職域等における相談
  - ・相談支援者に対する研修
- (3) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進
  - ・一般医療機関と専門医療機関でのアルコール医療の充実等
  - ・内科等身体科と精神科との医療連携の推進
- (4) アルコール関連問題を抱える者に対する対策
  - ・飲酒運転をした者に対する対策
  - ・社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策
  - ・自殺未遂の背景にアルコール関連問題がある場合の対策

#### 3 再発の予防

- (1) 社会復帰の支援
  - ・アルコール依存症に対する正しい知識の促進(社会復帰への理解)

- ・就労、復職の支援（職域におけるアルコール依存症の特性や対応方法等の知識の普及）

(2) 民間団体の活動支援

- ・地域における自助グループや回復支援施設等との連携
- ・自助グループや回復支援施設等の活動の周知

4 基盤整備

- (1) 人材育成
- (2) 調査研究の推進

第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値

(4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村、自助グループ及び回復支援施設等への情報提供

ウ 意見の提出方法

郵送、フオクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 56件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
a 計画策定の趣旨、基本理念等、に関すること	4
b 発生の予防に関すること	9
c 進行の予防に関すること	9
d 再発の予防に関すること	11
e 基盤整備に関すること	0
f 推進体制及び進行管理に関すること	1
g その他	22
計	56

## オ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	5
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	11
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	15
(エ) 反映できません。	11
(オ) その他(感想や質問等)	14
計	56

## カ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見
- ・ アルコール関連問題を抱える家族に対応している「ヤングケアラー」の施策を追加すべき。
  - ・ 計画に家族会を位置付けるべき。
- (イ) 計画案には反映していないが、既に計画案に記載してある意見
- ・ 重点目標1の数値目標の対象に「高齢者」も加えてほしい。
- (ウ) 今後の施策運営の参考とする意見
- ・ 依存症セミナーの開催にあたって、依存症に関心がない方も参加してもらえるように企画、運営してもらいたい。
  - ・ 義務教育期間中の若者に対して、依存症の予防教育を行えるような仕組みを作るべき。
- (エ) 反映できない意見
- ・ 自助グループや家族会が定例会等を開催するための会場の確保、会場費の助成について、明記してほしい。
  - ・ 家族会の参加に関する目標値を入れてほしい。
- (オ) その他(感想や質問等)
- ・ 断酒会の相談会に医師やソーシャルワーカーのような病院に繋がりのある方が同席してもらえると、断酒につながりやすい。
  - ・ 依存症に関するリーフレットを配布する際には、手渡し相手に説明をしたうえで配布したほうがよい。

## (5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第1章1「計画改定の趣旨」において、「自助グループや回復支援施設等」の注釈で、家族会やアルコール依存症の回復を支援する民間団体を追記した。
- ・ 第4章2(4)「アルコール関連問題を抱える者に対する対策」に、家族のアルコール関連問題が原因で介護、看病をしているヤングケアラー及びケアラーの支援施策を追加した。併せて、「暴

力・虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」から「社会的課題の背景にアルコール関連問題がある場合の対策」に変更した。

(6) 今後のスケジュール

令和5年3月 計画の決定

<別添参考資料>

- ・参考資料9 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」改定案  
(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

## 10 「かながわ自殺対策計画」改定案について

平成30年3月に策定した「かながわ自殺対策計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### (1) これまでの経過

令和4年12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定素案を報告
令和4年12月 ～令和5年1月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
令和5年1月～2月	かながわ自殺対策会議、精神保健福祉審議会を開催

### (2) 計画の概要

#### ア 改定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に進めていくため、「かながわ自殺対策計画」を改定する。

#### イ 計画の性格

自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画である。

#### ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 改定の考え方とポイント

##### (ア) 全体目標

平成30年度（平成28年数値）から令和9年度（令和8年数値）までの10年間で自殺死亡率（人口動態統計）を30%以上減少させる。

##### (イ) 施策展開について

自殺総合対策大綱との整合をより明確にするため、新たな自殺総合対策大綱をもとに施策順序・構成を整理。

### (3) 改定案の概要

#### 第1章 はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の対象区域

#### 第2章 計画改定の背景

- 1 自殺をめぐる現状

- (1) 自殺者数と自殺死亡率
  - (2) 性別・年代別に見た自殺者の傾向
  - (3) 原因・動機別に見た自殺者の傾向
  - (4) 自殺を取り巻く環境
- 2 かながわ自殺対策計画（第1期）の分析・評価（平成30年度～令和4年度）
    - (1) かながわ自殺対策計画（第1期）の達成状況
    - (2) かながわ自殺対策計画（第1期）の取組状況

### 第3章 取組みの方向性

- 1 計画の基本理念
  - (1) 基本理念
  - (2) 基本的認識
- 2 計画の基本方針
- 3 全体目標
- 4 施策体系

### 第4章 施策展開

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
  - (1) 情報収集提供体制の充実
  - (2) 地域に即した調査・分析の推進
- 2 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す
  - (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間等での普及啓発の実施
  - (2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施
  - (3) 自殺関連事象や性的マイノリティに関する正しい知識の普及
  - (4) うつ病等についての普及啓発の推進
- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
  - (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
  - (2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
  - (3) 教職員、児童・生徒に対する普及啓発、研修の実施
  - (4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
  - (5) 介護支援専門員等に対する研修
  - (6) 民生委員・児童委員への研修
  - (7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
  - (8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
  - (9) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進
  - (10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
  - (11) 研修用教材の更新及び普及啓発、新たな対象者向け教材やカリ

## キュラムの作成

- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
  - (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - (2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
  - (3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備
  - (4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
  - (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
  - (2) 精神保健福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
  - (3) かかりつけ医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上
  - (4) 子ども等に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - (5) うつ病等のスクリーニングの実施
  - (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
  - (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
  - (8) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
  - (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信
  - (2) 多重債務等の相談窓口の整備
  - (3) 失業者への支援の充実
  - (4) 経営者に対する相談事業の実施等
  - (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
  - (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等
  - (7) ICTを活用した自殺対策の強化
  - (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
  - (9) 介護者への支援の充実
  - (10) ひきこもりの方への支援の充実
  - (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援
  - (12) 生活困窮者への支援の充実
  - (13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
  - (14) 性的マイノリティへの支援の充実
  - (15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
  - (16) 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - (17) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
  - (1) 救急医と精神科医との連携
  - (2) 精神科救急医療体制の充実

- (3) 自殺未遂者のケア等の研修
- (4) 居場所づくりとの連動による支援
- (5) 家族等の身近な支援者に対する支援
- (6) 学校、職場での事後対応の促進
- 8 遺された人への支援を充実する
  - (1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援
  - (2) 学校、職場での事後対応の促進
  - (3) 遺族への関連情報の提供の推進
  - (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 9 民間団体との連携を強化する
  - (1) 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援
  - (2) 地域における連携体制の強化
  - (3) 自殺多発地域等における対策の充実
- 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
  - (1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防
  - (2) 学生・生徒等への支援の充実
  - (3) SOSの出し方に関する教育の推進
  - (4) 子どもへの支援の充実
  - (5) 若者への支援の充実
- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する
  - (1) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進
  - (2) 職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策の推進
  - (3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進
- 12 女性の自殺対策を更に推進する
  - (1) 妊産婦への支援の充実
  - (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - (3) 困難な問題を抱える女性への支援

## 第5章 推進体制及び進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 計画の目標値

### (4) 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

#### ア 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、医療・福祉団体等への情報提供

## ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

## エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 17件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画策定の趣旨、基本理念等	4件
b 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	0件
c 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す	1件
d 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	2件
e 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	0件
f 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	2件
g 社会全体の自殺リスクを低下させる	1件
h 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	0件
i 遺された人への支援を充実する	0件
j 民間団体との連携を強化する	0件
k 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	0件
l 勤務問題による自殺対策を更に推進する	0件
m 女性の自殺対策を更に推進する	0件
n 推進体制及び進行管理	3件
o その他	4件
計	17件

## オ 意見の反映状況

区 分	件 数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	5件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	2件
(ウ) 今後の施策運営の参考とします。	6件
(エ) 反映できません。	1件
(オ) その他(感想や質問等)	3件
計	17件

## カ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見
  - ・ 現行計画の目標値達成状況を分かりやすくしてほしい。
  - ・ がん以外の病気の患者が相談できる窓口、支援体制などがあれば記載すべき。
  - ・ 改定計画における目標値の記載方法を見直せないか。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいるもの
  - ・ 「ゲートキーパー」と「こころサポーター」の双方を推進していくのがいいのではないか。
- (ウ) 今後の政策運営の参考とするもの
  - ・ 計画はボリュームがあるため、1～2枚にまとめた概要版があればより理解が進むと思われる。
  - ・ 「こころサポーター」の養成に関し、今後職域との連携など、幅広く展開されることを期待する。
- (エ) 反映できないもの
  - ・ 「こころの電話相談」等の相談件数も目標値として設定できないか。
- (オ) その他（感想や質問等、(ア)～(エ)に該当しないもの）
  - ・ 関係する分野の部署と連携し、一人でも自殺者が減らせるようにしてもらいたい。

### (5) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第2章2(1)「かながわ自殺対策計画(第1期)の達成状況」について、現行計画における令和3年の目標値(自殺死亡率12.4以下)を記載し、達成状況が読み取れるよう修正した。
- ・ 第4章5(7)①「がん患者に対する支援体制の構築」を「がん患者等に対する支援体制の構築」とし、かながわ難病相談・支援センターにおける取組を追加した。
- ・ 第5章3「計画の目標値」について、表のレイアウトを見直すとともに、施策が記載されているページ数を記載した。

### (6) 今後のスケジュール

令和5年3月 計画の決定

### <別添参考資料>

- ・ 参考資料10 「かながわ自殺対策計画」案(令和5年度～令和9年度)